

利用される方へ

- 1 柏崎市の市民経済計算は、市内における経済活動を生産と分配の二面からとらえ、市経済全体の規模、構造、所得水準などを明らかにするものです。
- 2 市民経済計算は、令和 8 (2026)年 5 月に新潟県が公表した「令和 5 年度新潟県市町村民経済計算（平成 23 年度～令和 5 年度）」（以下「市町村民経済計算」という。）から柏崎市分を抜粋し、まとめたものです。
- 3 市町村民経済計算における各市町村の計数は、「県民経済計算標準方式（2015 年（平成 27 年）基準版）」（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）により推計された「令和 5 年度新潟県県民経済計算」の計数を、各種統計指標により市町村別に按分して推計されたものです。そのため、概念については県民経済計算に準拠しています。

なお、「県民経済計算標準方式」は、国民経済計算に準拠し、概ね 5 年に 1 度のペースで統計基準年の変更を行っており、「令和元年度新潟県民経済計算」から平成 27 年基準への改定が行われました。

また、推計に用いるデータの多くは、当該年度（推計対象年度）が終了してから 1 年以上経過した後に公表されることに加え、推計作業にも相応の時間を要することから、当該年度から**概ね 2 年遅れで公表**されています。
- 4 県民経済計算では、基準の改定のほか、新たな統計資料の取り込みなども随時行われますので、毎年過去に遡って再計算し、数値が改定されます。

本報告書における市民経済計算の推計対象年度は令和 5 (2023)年度ですが、平成 23(2011)年度まで遡及して改定していますので、**令和 4 (2022)年度以前の数値**を利用する場合においても、**本報告書の数値**を利用してください。

なお、過去に公表された**平成 22(2010)年度以前の計数は、基準年が異なるため本報告書の計数とは接続しません**ので御注意ください。
- 5 統計表中の計数は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。
- 6 この報告書における符号等の用法は、次のとおりです。

「△」…………… マイナス

「0」又は「0.0」…………… 単位に満たないもの

「-」…………… 該当数値がないもの又は無意味なもの

増加率、寄与度は次式により算出しています。

$$\text{増加率} = \frac{\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}}{\text{前年度の計数 (絶対値)}} \times 100 (\%)$$

$$\text{寄与度} = \frac{\text{ある項目の当年度の数値} - \text{ある項目の前年度の数値}}{\text{前年度の全体額 (絶対値)}} \times 100 (\%)$$

7 総人口は、国勢調査のあった年度においては「国勢調査」(総務省)を使用し、それ以外の年度においては「新潟県の人口移動」(新潟県統計課)の各年10月1日現在の人口を使用しています。

8 この報告書についてのお問合せや御意見等は、下記あてにお願いします。

柏崎市総合企画部企画政策課情報統計係

電話 0257-43-9142 (直通) 又は 0257-23-5111 (内線 3604)

メール toukei@city.kashiwazaki.lg.jp

※新潟県県民経済計算、新潟県市町村民経済計算の内容は、新潟県のホームページで御覧いただけます。

にいがた県統計ボックス <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/>